# 改正気候変動適応法の施行に向けた取組

令和6年3月25日 大臣官房環境保健部 環境安全課

## 気候変動適応法の改正等について

## 【改正の概要】

- ◆ 熱中症対策の強化のため**気候変動適応法を改正**。
- ◆ 政府の対策を示す実行計画や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報の法定化、熱中症特別警戒情報の発表期間中における暑熱から避難するための施設の開放措置等の仕組みの創設を措置。

(令和5年4月改正法成立、令和6年4月1日施行)

## <法改正により措置された事項>

- ▶「熱中症対策実行計画」の法定計画化
- 」 · 令和5年5月30日閣議決定
- ▶ 現行アラートを「熱中症警戒情報」に法定化
- ▶「熱中症特別警戒情報」の創設
- ▶ 市町村長による指定暑熱避難施設の指定
- > 市町村長による**熱中症対策普及団体**の指定

- ・<u>熱中症対策推進検討会</u>において、 運用に係る詳細について議論。
- ・検討会での議論を踏まえ、<u>省令</u>、 運用等に係る指針・手引きを整備。

## 【体制の強化】

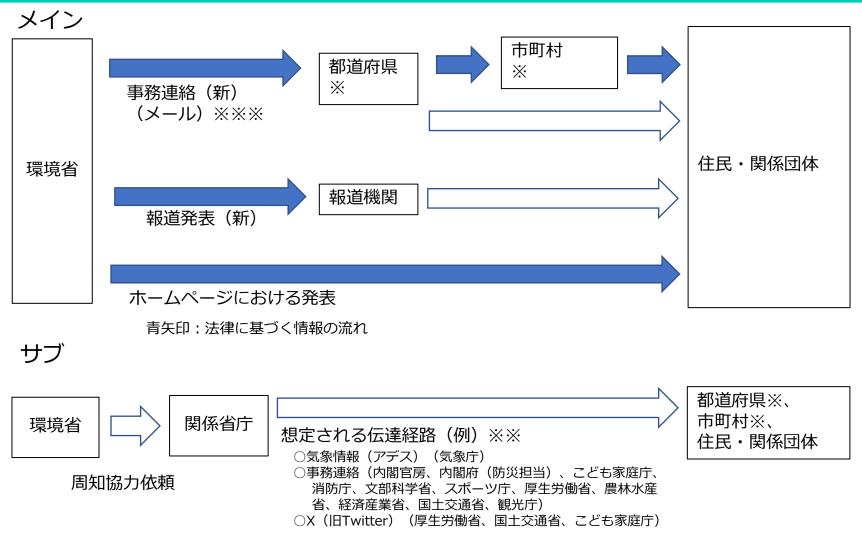
▶ 令和6年4月より、環境省環境保健部企画課に「熱中症対策室」を設置し、熱中症対策 実行計画や熱中症特別警戒情報等に関する事務を担う。

# 熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合(熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供 地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT) が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達す ると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表 基準について、令和6年度以降も引き続き検 討)
発表時間	前日 <b>午後5時</b> 及び 当日 <b>午前5時</b> 頃	前日午後2時 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	<u>紫</u> ( <u>現行は赤</u> )	黒

補足)R6の運用期間:4月第4水曜日(24日)~10月第4水曜日(23日)(運用期間外の情報収集も実施予定)

# 熱中症特別警戒情報の主な伝達経路



- ※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能
- 例:都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等
- ※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。
- 例: <u>気象庁は、熱中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で熱中症特別警戒情報の発表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。</u>
- ※※※環境省から都道府県への連絡については、該当都道府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付

# 指定暑熱避難施設・熱中症対策普及団体について

## 指定暑熱避難施設

- ○指定暑熱避難施設について、広く認知されやすいように**一般名称は、ク―リングシェルター**とする。
- ○住民が指定暑熱避難施設にアクセスしやすいように、右図のようなイメージのクーリングシェルターのマークを定める。
  - ※商標としては、白黒のデザインとして環境省が登録 各使用者の使用する状況に応じて、右の例を参考に色については可変可能 適宜ロゴマークも活用
- ○施設管理者や各地方公共団体が、自らの地域の 実情等に応じて指定暑熱避難施設を運営できる よう「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」を 取りまとめる。

#### クーリングシェルター・マーク





(参考) ロゴマーク 指定暑熱避難施設 クーリングシェルター

指定暑熱避難施設の運営に関する事例(表紙)

指定暑熱避難施設の運営に関する事例

## 熱中症対策普及団体

○市町村が熱中症対策普及団体を指定する際の一助となるよう、本年4月の施行までに、指定における考え方や手続等を「熱中症対策普及団体の指定に関する手引き」として取りまとめる。

# 熱中症対策の一層の強化に関する地方自治体への協力依頼

熱中症対策の一層の強化のための気候変動適応法改正の内容・趣旨につき、すべての関係府省庁から地方自治体の関係部局へそれぞれ協力を要請する事務連絡を発出。

#### ▶ 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について(協力依頼)」

・発出時期: 6月23日~7月前半 ※府省庁ごとに異なる。

・関係府省庁 : 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交

通省、観光庁、気象庁、環境省

## 【事務連絡の主な内容】

## 地方公共団体における庁内体制・連携強化等

地域における熱中症対策の強化のためには、地方自治体を中心とした、住民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効。こうした取組を実施するため、地方自治体において以下の対応が必要。

#### (1) 熱中症対策強化のための庁内体制の確立

熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがる。首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内の取りまとめの部局を定める等、庁内の連携・協力体制整備が不可欠。

#### (2)全ての関係部局の取組の推進

一部の部局のみならず、地方自治体内のすべての関係部局が連携して対策を進めていくことが重要。

#### (3) 改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

改正気候変動適応法の全面施行に向けて、新たな追加された事務の対応に向けた準備の検討を進めることが必要。

### 熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

高齢者等の住民に対して、政府作成のポスターやリーフレットを活用し、エアコンの適切な利用等、積極的な熱中症予防行動等の呼びかけを行っていただくことが重要。

熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報)の概要(キーメッセージ)

- ○<u>広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大</u>な被害が生じるおそれがあります!!
- ○<u>自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人</u> の命を守ってください!!
  - ・具体的には、全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、 **高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱 中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境 で過ごせているか確認**してください。
  - ・また、校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての 人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない 場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。
- ○<u>今まで普段心掛けていただいている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めていただいた</u>上で、準備や対応が必要です。